

問1 日本国憲法第3条では、天皇が行う形式的・儀礼的な行為である「国事行為」について規定されています。この条文において、天皇が国事行為を行う際に必ず必要とされ、その結果に対して責任を負うとされる機関はどこですか。（2024年 宮崎公立入試 類似）

1. 内閣の助言と承認 2. 国会の指名と議決 3. 最高裁判所の審査と同意 4. 内閣総理大臣の専決

問2 憲法改正の手続きにおいて、国会による「発議」の後に必ず「国民投票」が行われる仕組みとなっている理由として、日本の政治の仕組みの観点から最も適切な説明はどれですか。（2023年 和歌山公立入試 類似）

1. 憲法は国の最高法規であり、その内容を改めるかどうかの最終的な決定権は、主権者である国民が持つべきだから。 2. 国民投票を行うことで、国会での議論にかかる時間を短縮し、速やかに憲法を改正できるようにするため。 3. 内閣が提出した憲法改正案に対して、国会が反対した場合でも、国民の直接投票によってそれを覆えるようにするため。 4. 国会議員の任期中に憲法が改正されるのを防ぎ、次の選挙で選ばれた議員によって議論をやり直させるため。

問3 日本国憲法が最高法規であることを実質的に保障し、その効力を維持するための仕組みについて説明した記述として、最も適切なものはどれですか。（2020年 大阪公立入試 類似）

1. 裁判所が、法律や国の行為が憲法に違反していないかどうかを判断する違憲審査権を持つ。 2. 内閣が、憲法に違反する法律を独自に廃止する権限を持つ。 3. 国民が、憲法に反する法律を拒否するために直接国民投票を行う権利を常に持つ。 4. 国会が、憲法の条文をいつでも法律によって書き換えることができる。

問4 日本国憲法の改正手続きにおいて、国会が国民に対して改正案を提示（発議）するために満たさなければならない条件として、正しいものはどれですか。（2020年 三重公立入試 類似）

1. 衆議院と参議院のそれぞれで、総議員の3分の2以上の賛成を得る 2. 衆議院と参議院のそれぞれで、出席議員の3分の2以上の賛成を得る 3. 衆議院と参議院のいずれか一方で、総議員の3分の2以上の賛成を得る 4. 衆議院と参議院のそれぞれで、総議員の過半数の賛成を得る

問5 近代の民主政治において、政治権力を法によって制限し、国民の権利を守るという「法の支配」の考え方は極めて重要です。日本国憲法におけるこの原則と「最高法規」としての性質について述べた文として、最も適切なものを選択してください。（2021年 熊本県公立入試 類似）

1. 日本国憲法は国の最高法規であり、これに反する法律や政令、省令などはその効力を持たない。 2. 法の支配とは、国家が法を作って国民を支配することであり、法の正当性や内容は問われない。 3. 国会で成立した法律は憲法よりも優先されるため、憲法に反する内容であっても有効となる。 4. 政令や省令は行政機関が作成するものであるため、法の支配の対象となる「法」には含まれない。

問6 議員一人を選出する5つの選挙区（1区～5区）がある状況を想定します。1区の有権者数が80人、2区が130人、3区が40人、4区が90人、5区が110人である場合、一票の価値が最も高い（一票が最も重い）と言える選挙区はどれですか。（2024年 石川公立入試 類似）

1. 2区 2. 3区 3. 4区 4. 5区

問7 近代民主政治における「法の支配」の仕組みについて、国民が選んだ代表者で構成される議会が法を制定し、その法が政府による権力の行使を制限するという関係が成り立っています。この仕組みが目指している最も重要な目的として適切なものはどれですか。（2021年 岩手県公立入試 類似）

1. 国民の権利が不当に侵害されないよう、政治権力による支配を抑制すること 2. 政府が国民の行動を一方向的に管理し、社会の秩序を効率的に維持すること 3. 行政機関が法律の内容を事態に応じて自由に変更し、強力なリーダーシップを発揮すること 4. 法の内容に関わらず、国民が常に政府の決定に絶対的に従う状態を作ること

問8 国会によって憲法改正案が発議された後に行われる国民投票において、その改正案が成立・承認されたとみなされるために必要な法的基準はどれですか。（2016年 鳥取公立入試 類似）

1. 有効投票の過半数の賛成 2. 投票総数の過半数の賛成 3. 有権者総数の過半数の賛成 4. 各都道府県における投票者の過半数の賛成

答え合わせ・解説

| | | |
|----|---|---|
| 問1 | 答え 1 内閣の助言と承認 | 日本国憲法第3条は、天皇の国事行為には内閣の助言と承認が必要であることを定めています。天皇は政治に関する権能を持たない象徴であるため、その行為に政治的判断を伴わせないよう内閣が責任を持つ仕組みになっています。憲法第7条に挙げられる法律の公布や国会の召集なども、すべてこの手続きに基づいて行われます。 |
| 問2 | 答え 1 憲法は国の最高法規であり、その内容を改めるかどうかの最終的な決定権は、主権者である国民が持つべきだから。 | 日本国憲法は「国民主権」を基本原理としています。憲法は国民が権力を制限し、自分たちの権利を守るために制定する「国の最高法規」であるため、その根本的なルールを変更する際には、代表者である国会議員だけの判断ではなく、主権者である国民が直接意思表示を行う国民投票が必要とされています。これは、民主主義の徹底と憲法の安定性を保つための重要な仕組みです。 |
| 問3 | 答え 1 裁判所が、法律や国の行為が憲法に違反していないかどうかを判断する違憲審査権を持つ。 | 憲法が法体系の頂点にあることを守るため、日本国憲法は裁判所に「違憲審査権（法令審査権）」を与えています。これにより、国会が制定した法律や政府の行為が憲法の条規に反していると判断された場合、その効力を否定することができます。また、通常法律よりも改正の手続きを厳しくしている「硬性憲法」であることも、憲法の最高法規性を保つための重要な要素の一つです。 |
| 問4 | 答え 1 衆議院と参議院のそれぞれで、総議員の3分の2以上の賛成を得る | 日本国憲法第96条では、憲法改正のハードルを高く設定しており、法律の制定とは異なる厳格な手続きが定められています。国会が改正を発議するためには、衆議院と参議院の両方の議院において、実際にその場にいる議員（出席議員）ではなく、欠席者も含めた「総議員」の3分の2以上の賛成が必要となります。 |
| 問5 | 答え 1 日本国憲法は国の最高法規であり、これに反する法律や政令、省令などはその効力を持たない。 | 日本国憲法第98条において、憲法は国の最高法規であることが定められています。これに基づき、憲法の条項に反する法律、命令、詔勅、その他の国務に関する行為は、その効力を有しません。法の支配は、単に「法によって政治を行う」という形式的な意味（法治主義）ではなく、権力そのものを法によって制限し、国民の基本的な人権を保障しようとする考え方です。行政が定める政令や省令も、この法体系の中に含まれ、当然に憲法に従う必要があります。 |
| 問6 | 答え 2 3区 | 一票の価値は、議員一人あたりの有権者数が少なければ少ないほど「重く（高く）」なります。提示された状況では、3区はわずか40人の有権者で一人の議員を選出できるため、130人の有権者がいてようやく一人の議員を選出できる2区と比較すると、3区の有権者の一票は2区の有権者の一票よりも3.25倍の価値（重み）を持っていることとなります。この不平等な状態を是正するため、選挙区の区割り見直しなどが行われます。 |
| 問7 | 答え 1 国民の権利が不当に侵害されないよう、政治権力による支配を抑制すること | 法の支配は、政治権力の行使を法によって拘束し、権力の濫用を防ぐことで国民の基本的な人権を守ることを目的としています。これは、単に政府が法律を使って国民を縛る「法による支配」とは異なり、権力そのものが法に従わなければならないという原理です。国民の意思を反映する議会が法を作り、その法が政府（権力）を制限するという構造がその根幹にあります。 |
| 問8 | 答え 1 有効投票の過半数の賛成 | 憲法改正手続きを具体的に定めた国民投票法において、改正案の承認には「有効投票の過半数」の賛成が必要であると規定されています。白票や無効票を含んだ「投票総数」や、投票に行かなかった人も含めた「有権者総数」ではなく、有効な票の中での過半数で判断される点が実務上の重要なポイントです。この手続きを経て、主権者である国民の意思が直接反映されます。 |